

えせ同和行為を排除しましょう

えせ同和行為

えせ同和行為

No!

えせ同和行為

えせ同和行為

えせ同和行為

えせ同和行為

えせ同和行為

No!

No!

えせ同和行為とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して、「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」などの不法、不当な行為や要求をすることを言います。

部落差別に対する新たな偏見を生み、部落差別の解消の妨げとなるものです。

部落差別とは

「被差別部落に住んでいる」あるいは「被差別部落に生まれた」という理由で、結婚、就職などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出された、我が国固有の重大な人権問題です。

えせ同和行為者が、激しい言葉で要求してきても、要求に応える義務はありません。不当な要求は断固として拒否し、終始、き然とした態度で対応することが重要です。また、要求を拒否する理由を問われても、説明する必要はありません。

※ その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれ、結果として、部落差別の解消を遅らせることにもなります。

平成28年12月16日には「部落差別の解消の推進に関する法律」、令和4年7月8日には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行され、国・県をあげて部落差別のない社会の実現に向けた取組を推進しています。

幸手市を含む埼玉葛市町では、部落差別に対する誤った認識を植えつける「えせ同和行為」の排除を呼びかけ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう人権教育・啓発活動を推進しています。

【問合せ】 幸手市総務部人権推進課 Tel. 43-1111 (内線162)

幸手市教育委員会教育部社会教育課 Tel. 43-1111 (内線642)